

平成28年7月10日

第 454 号



防災組合ニュース

THE BOSAI-KUMIAI NEWS

URL <http://nichibou.main.jp/>

日本防災設備協同組合 東京都文京区本郷一丁目15番6号

電話 03-3813-9650〈代〉

FAX 03-3813-9460

事務連絡メール nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp

営業連絡メール nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6 月度理事会の概要

..... 1～5

情 報

◎樹脂製消火器の不具合（破裂事故）に係る注意喚起について

消防予第211号（平成28年6月17日） 6～7

◎エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について

消防予第186号（平成28年6月3日） 8～12

◎総務省令第60号

消防法施行規則の一部を改正する省令

官報（第6783号 平成28年5月27日） 13

◎健康生活：発熱時の対処法

日本経済新聞（平成28年6月18日） 14

事務局だより

- ・組合新新組織及び担当役員 15
- ・共済制度について 16
- ・注文は今後も FAX で 16

6 月度理事会の概要

開催日時： 平成 28 年 6 月 23 日（木）15 時 00 分～17 時 00 分

開催場所： 文京シビックセンター 3 階 B 会議室

理事総数： 10 人

出席理事数： 8 人

（1）理事長挨拶

定刻になりました。6 月度の理事会を開催させていただきます。

（2）業務報告

①事務局運営・渉外

5 月 27 日（金） 第 49 回通常総会 東京ガーデンパレス
高千穂の間

5 月 29 日（日） 防災かながわ協同組合総会懇親会
箱根高原ホテル 広江理事長 出席

5 月 31 日（火） （一社）全国消防機器協会 設立 50 周年
記念祝賀会 明治記念館
岡野事務局長 出席

6 月 6 日（月） 業務決裁・・・広江理事長（会社にて）

6 月 9 日（木） 日本メンテナンス㈱ 谷口社長 訪問
広江理事長 岡野事務局長

6 月 14 日（火） 経営診断・・・小出会計

6月20日(月) 業務決裁・・・広江理事長(会社にて)

② 事務局報告

第11回青年部総会が6月10日(金)文京区民センターで行われた。今回、役員改選があり下記のように新役員が決定した。

会長	保谷健二	ユージーメンテナンス(株)
副会長	藤岡 実	藤岡防災設備(株)
会計	河田 豊	(株)ワイズエンジニアリング
書記	橘 毅	(株)練馬ホゼン

敬称略

③ 広報 6月10日 「防災組合ニュース」 453号 発送
8月に機関紙「防災設備」の発行。

④ 教育

今回、引き続き担当になった磯部副理事長が欠席のため今後の方針を聞くことができなかった。前年度から引き継いでいる計画を早めに実現して行きたい。

⑤ 福利厚生・企画

今期、移動理事会は7月に行う。

先月の理事会で検討された青年部主催のボーリング大会は再度、論議をした結果、従来通り理事会主催で行くこととなった。

⑥ 財務・共同購買

5月、6月の売り上げが芳しくない。早い段階で手を打つ必要がある。取り扱いの商品の幅を広げて行くこと組合が出来るとき細かいサービスを行っていく等具体化を急ぎたい。

⑦ 開発

特になし。

⑧研究部会

防犯意識の高まりでこの分野への参入を検討したい。
また、今、有線のランが見直されている。この分野への
参入の可能性を探りたい。

⑨防排煙検討委員会

防排煙設備実務要領の本が完成したので防排煙検討委員
会は廃止する。

⑩青年部

総会で新執行部が決まった。(事務局報告参照)
前会長の平澤光昭氏は青年部を卒業した。

⑪支部運営促進

正副支部長会議が9月15日(木)に決まった。それまでに
各支部会議を行ってもらう。本部で検討議題を決定し各支部
に伝達する。

⑫その他の事業について

特になし。

(3) 議案の審議

1号議案

新役員の役割分担

広江理事長より各セクションの説明と役員の割り振りが行
われた。大きな改正点は

- ① 財務部と共同購買を統一し、財務挙動共同購買部とする。

理由

- ・ 理事会での報告の際、財務と共同購買は一括で発表を行っ

ている。

- ・ 今期以降、共同購買に力点をおき販売の拡大をはかる。
財務と一体化することで担当する理事が増員できる。
- ・ 担当理事は常に財務状況を把握し営業活動等を行って行く。

② 防排煙検討委員会

本の発行が完了したので廃止とする。

③ 研究部会

原点に立ち返る。理事会で解決しきれないような問題を深く掘り下げ審議し、解答を出し、再度理事会の俎上に上げ、理事会で審議する。スタッフは支部会より参集いただく。

④ 監事は引き続き中山さん、佐藤さんをお願いする。

⑤ 渉外 賀詞交歓会等の会合に参加を促してもらう。
吉田理事、白木理事に依頼。

⑥ 福利厚生 引き続き古木副理事長をお願いする。
今期は屋形船、ボーリング大会、賀詞交歓会
参加人数を大幅に増やす努力して頂く。

⑦ 開発部 青年部と共同でカタログの製作を行って行く。
新理事村田氏に青年部とのパイプ役として
活動して頂く。

第2号議案 その他
特になし。

次回理事会予定 7月21日(木) 移動理事会
箱根湯本 河鹿荘

平成28年6月度業務報告

[illegible]

5月27日(金) 第49回通常総会 東京ガーデンパレス 高千穂

5月29日(日) 防災かながわ協同組合総会懇親会・・・箱根高原ホテル
 広江理事長 出席

5月31日（火） （一社）全国消防機器協会 設立50周年記念祝賀会
明治記念館 岡野事務局長 出席

6月 6日(月) 業務決裁・・・ 広江理事長(会社にて)

6月 9日(木) 日本メンテナンス株式会社 谷口社長 訪問
 広江理事長、岡野事務局長

6月14日(火) 経営診断・・・小出会計

6月20日(月) 業務決裁・・・ 広江理事長(会社にて)

消 防 予 第 2 1 1 号
平成28年6月17日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

樹脂製消火器の不具合（破裂事故）に係る注意喚起について

このたび、厨房内に設置されている樹脂製消火器（本体容器にポリエチレンナフタレートを用いた消火器）に係る不具合（破裂事故）が発生したとの報告が当該製品の製造者からありました。

現在、製造者において、顧客や販売代理店等に対してその取扱いに関する注意喚起及び厨房内に設置されている樹脂製消火器の回収交換が行われていることから、消防機関においても、取扱い等に留意するようお願いします。（事故概要及び当該製品の取扱い等については別添を参照）

また、当該事故の原因については、現在詳細な調査が進められているので、調査結果及び再発防止策に関する報告があり次第改めて通知する予定です。

都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただくようお願いします。

別添資料 「樹脂製消火器の破裂事故概要及び取り扱い方法等について」

消防庁予防課 担当：巴、田中 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

樹脂製消火器の破裂事故概要及び取り扱い方法等について

1. 事故概要

(1) 発生時の状況

清掃用として業務用アルカリ洗剤が用いられている厨房に設置されている当社の樹脂製消火器において、消火器本体が破裂することにより消火薬剤が広範囲に飛散する事故が発生しました。(計 4 件)。負傷者なし。

事故原因は、特定の薬品が本体容器に付着すること、及び消火器内に蓄圧されている圧力が応力として作用した影響により、本体容器にケミカルクラックが発生したことに起因していると推定しています。

(2) 原因調査について

現在、詳細な原因の究明と再発防止策を構築するため以下について徹底的な調査を行っています。また、原因究明と再発防止策が講じられるまでの間、当該樹脂製消火器の製造は中止しています。

- ① 原因物質の特定
- ② 長期的な影響の評価
- ③ 再発防止策の有効性の評価

2. 既に設置済みの樹脂製消火器の取り扱い等

(1) 自主交換について

今までに販売した全ての樹脂製消火器の設置場所を確認し、厨房内に設置されている樹脂製消火器については、SUS 製消火器への自主交換を進めています。この自主交換に関する情報は、弊社のホームページ等に掲載しています。

【交換対象品：厨房内に設置されている以下の樹脂製消火器】

- ① 粉末消火器(赤色) 型式番号: 消第 2 6 ~ 5 号 器種名: カルミエ CM10EP
- ② 強化液消火器(青色) 型式番号: 消第 2 7 ~ 4 5 号 器種名: カルミエ CM2.5NN

(2) 保護カバーの無償提供について

厨房以外に設置されている場合は問題ないと判断していますが、更にご安心いただくため消火器に被せる保護カバーを準備し、ご要望されるお客様へは無償でご提供しています。

(3) 設置場所に関する留意事項について

樹脂製消火器については、素材そのものが有する特性に基づく留意事項として、本体容器ラベル及び取扱説明書に『有機系溶剤、強酸・強アルカリ類の薬品が使用されるまたは保管される場所に設置しないでください』と記載していますが、さらに、上記(2)の交換対象品以外の樹脂製消火器が、今後、厨房等に設置されないように注意を促すための措置として、「厨房設置不可シール」を貼付しています。

3. 本件に関するお問合せ先

株式会社初田製作所 商品開発部部长 佐藤 淳也 (072)856-1288
不在時お問合せ先 品質保証・環境管理部部長 鈴木 剛 (072)856-1285

以上

消 防 予 第 186 号

平成 28 年 6 月 3 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長

(公 印 省 略)

エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について

標記の件については、「エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について」(平成 26 年 7 月 15 日付け消防予第 281 号)により注意喚起をお願いしているところですが、下記対象製品については、これまでに約 65,000 本が回収されており、近年は事故認知件数も減少傾向となっております。(別添 1「エアゾール式簡易消火具の製品事故の状況」参照)

一方で、引き続き下記対象製品に係る破裂事故が確認されていることから、各機関におかれましては、下記事項に留意し、引き続き注意喚起をお願いします。

また、破裂事故を覚知した場合は、「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」(平成 22 年 3 月 31 日付け消防予第 156 号 消防危第 50 号)及び「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故に係る情報の消防庁への報告について」(平成 22 年 6 月 7 日付け事務連絡)に基づき、報告をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

記

1 対象製品

ヤマトプロテック株式会社製「ヤマトボーイ K T」及び「FMボーイ k」のうち、別添 2 に示す製造ロット番号に該当するもの。

2 不具合について

当該エアゾール式簡易消火具は、製造工程上の不具合により容器内面の腐食が進み破裂するもの。

3 廃棄処分の方法

当該エアゾール式簡易消火具は、消火薬剤を放射することで、容器内の圧力が下がり破裂の危険が排除されるため、ヤマトプロテック株式会社は別添 2 により消費者自身での薬剤放出及び廃棄処分を依頼している。(ただし、消費者自身で薬剤放出等をできない場合は回収により対応。)

4 その他

- (1) 広報等に使用するため、別添 2 のパンフレットが必要な場合は、以下の連絡先に必要部数、送付先等を連絡してください。

ヤマトプロテック株式会社 お客様相談窓口 0120-801-084

- (2) 当該製品事故は、気温の上昇と共に増加する傾向が見受けられます。

各機関におかれましても、火災予防運動や各種行事の機会をとらえた注意喚起のほか、地域の広報誌、回覧板、ホームページ等への掲載など、引き続き広報活動にご協力いただきますようお願いいたします。

〈連絡先〉

消防庁予防課予防係 齋藤、竹葉

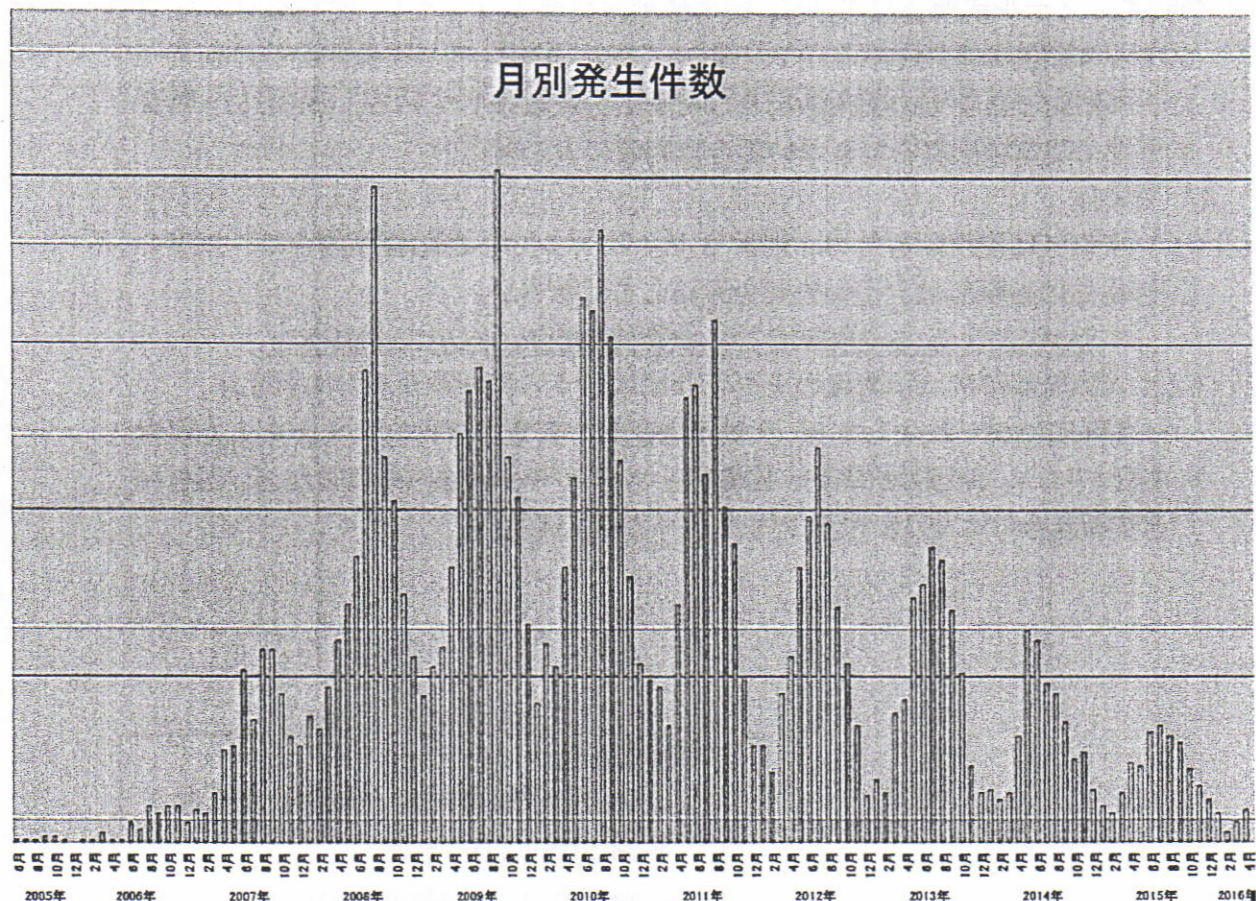
電話：03-5253-7523

E-mail：t.takeba@soumu.go.jp

『エアゾール式簡易消火具』の製品事故の状況

製品事故認知本数 7,176 本 (2016 年 4 月 30 日現在)

製品事故認知本数



●気温の上昇とともに破裂件数が多くなる傾向があります。

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
1月		1	10	38	44	42	49	29	19	16	11	9
2月		1	9	34	53	60	47	21	15	13	9	3
3月		3	15	47	59	53	35	45	39	15	15	6
4月		1	28	61	83	83	72	56	43	32	24	10
5月		1	29	72	123	110	134	83	74	64	23	
6月	1	6	52	86	136	164	138	98	78	61	33	
7月	1	4	37	142	143	160	111	119	89	48	35	
8月	1	11	58	197	139	184	157	96	85	45	32	
9月	2	9	58	116	202	152	101	71	70	36	30	
10月	2	11	45	103	116	115	90	54	51	25	22	
11月	1	11	32	75	104	80	50	35	23	27	17	
12月	0	6	29	56	66	54	29	14	15	16	13	
合計	8	65	402	1027	1268	1257	1013	721	601	398	264	28

※発生時期不明の124本は含んでいません。

まだある!どこかに!

エアゾール式簡易消火具 をお持ちのお客様へ

自主回収 対象商品の廃棄処分をお願い

新聞社告等でご案内させていただいておりましたが、ヤマトプロテック株式会社製のエアゾール式簡易消火具の一部におきまして、製造工程上の不具合を原因とする内部腐食の進行により **大きな音をともしなう破裂事故等** が発生し、皆様には大変ご迷惑をおかけ致しておりますことを、深くお詫び申し上げます。

弊社では、これまで皆様のご協力を得て自主回収を推進してまいりました。しかし、2012年で製造から10年が経過しておりますが、まだ多数の消火具が残っている可能性が高く、事故防止を図る観点から、今後とも皆様方のご協力を得て一層の回収・廃棄に努めてまいります。



■対象商品(自主回収)

【ヤマトボーイKT】

製造ロット番号	品質保証期間
KO331	2005.01
KO331	2005.02
KN326	2005.02
KD317	2005.03
K1426	2005.04
K2407	2005.05
K2420	2005.05
K3407	2005.06
K3419	2005.06
K4422	2005.07
K7424	2005.10



■対象商品(自主回収)

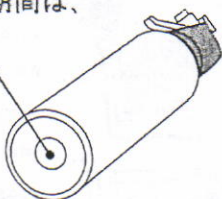
【FMボーイK】

製造ロット番号	品質保証期間
KN301	2005.02
KN322	2005.02
KD319	2005.03
K1425	2005.04
K2408	2005.05
K2421	2005.05
K3406	2005.06
K3418	2005.06
K4423	2005.07
K7425	2005.10

製造ロット番号と品質保証期間は、缶底に表示しています。

例えば、2005年10月に品質保証期間が過ぎる場合、以下のように記載されています。

2005.10



対象商品の品質保証期間 **2005.01~2005.10**

回収および廃棄率 **約80%**
(当社調査による推計)

製造から10年以上経過

対象商品(自主回収)は、上記の製造ロット番号をご確認ください。すでに全ての商品は生産を中止しており品質保証期間も過ぎておりますので、このチラシ裏面に記載しております【廃棄処分の仕方】を参考に廃棄処分をお願いします。また、お客様の安全と安心をより確実なものとするため、上記の対象商品(自主回収)をお持ちで廃棄処分に関してお困りのお客様は、弊社お客様相談窓口までご連絡ください。なお、廃棄処分の対応が難しい方は、回収セットをお送りいたしますので、お申し出ください。今後このようなことのないよう一層の管理体制の向上に努める所存でございますので、何卒、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

※品質保証期間が2005年11月以降の商品は、製造方法を改善し、品質管理も徹底しております。液漏れや亀裂・破裂がおこる可能性はございません。

お問い合わせ

この件に関する
お問い合わせ・ご質問などは、
弊社までご連絡ください。

※なお、ご連絡頂きました個人情報につきましては、本件対応以外には使用いたしません。

ヤマトプロテック株式会社 ※お掛け間違いにご注意ください

お客様相談窓口 (フリーダイヤル) **0120-801-084**

受付時間・月～金(祝日除く) 午前9:00～午後5:00

弊社ホームページでも詳細を掲載しております。

<http://www.yamatoprotec.co.jp/>

携帯サイトでも詳細
を掲載しております。
下記QRコードを
読み込んでください。

http://yp-vt.net/az_mob/top.html



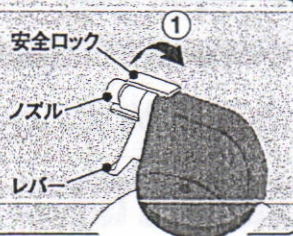
**エアゾール式簡易消火具の「破裂の危険がある対象商品」のほか、
「品質保証期間を過ぎた商品」につきましても廃棄をお願いしております。**

■廃棄処分の仕方■

1 対象商品

安全ロックにリングのついていないもの

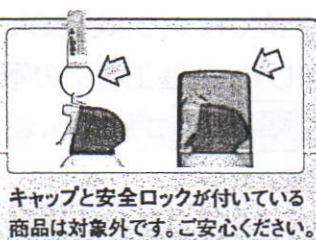
安全ロックのノズル先端側を、まっすぐに①の矢印方向へ一杯まで引き起こし、完全にちぎりとってください。



1 対象外品

安全ロックにリングの ついているもの

キャップを取り、リングを矢印方向へ引いてください。

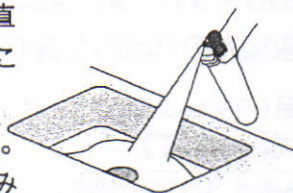


キャップと安全ロックが付いている商品は対象外です。ご安心ください。

2

レバーを握り、バケツなどに全量放射してください。排水口に直接放射してもかまいませんが、その際は、消火薬剤が飛び散ることがありますのでご注意ください。

(放射するときは、本体を45度以上傾けずに放射してください。左右方向、後ろ方向に傾けて使用しないでください。ガスのみが出て、十分に消火薬剤が放射されない恐れがあります)



3

残ガスを完全に抜いてください。(30秒程度で全て出すことが出来ます)

4

消火薬剤は水を主成分とした洗剤に近い成分です。下水などに流しても問題ございません。

5

空になった容器は、お住まいの自治体のルールに従ってご処分ください。



■誤って放出された場合

●薬剤は水溶性ですので、から拭きで薬剤を取除いた後に水拭きのお掃除をオススメします。
さらにベトベト感のある場合は、さらに水拭きとから拭きをしてください。また、お肌の弱い方は、薬剤が手についた場合、肌荒れなどを起こす事も考えられますので、ゴム手袋・モップなどの使用をオススメします。

■廃棄上のご注意

●人に向けて放射しないでください。
●商品缶体に取り扱いにおける注意事項が記載されていますので、ご確認ください。
●消火薬剤がかかったときは、多量の水で洗い流してください。特に消火薬剤が誤って目に入ったときは、すみやかに水道水で洗い流してください。もし、充血したり目に痛みを感じたときは、医師の診察を受けてください。

こんなところにも...

エアゾール式簡易消火具対象商品が見つかった事例

一般家庭での事例

愛知県(平成18年11月)
クローゼット内にて発見。



福岡県(平成19年5月)
物入れ(押入れ)に置いていた。

神奈川県(平成20年1月)
リビングに置いていたもの。



静岡県(平成21年9月)
書棚にて発見。



大阪府(平成22年9月)
窓際に置いていた。

兵庫県(平成23年2月)
トイレに設置していた。



埼玉県(平成23年9月)
物置に置いてあった。

東京都(平成19年8月)
掃除用具入れより発見。

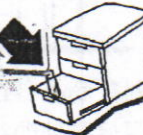


北海道(平成19年10月)
収納庫の中から出てきた。

千葉県(平成22年10月)
台所のシンクの中で発見。



静岡県(平成24年2月)
引き出しの中から発見した。



山梨県(平成24年3月)
押し入れ内より発見。

ご家庭以外の事例

ご家庭のキッチン用ですが、
こんなところでも...

埼玉県(平成17年10月)
事務所内パソコンサーバ横に設置していたもの。

千葉県(平成19年3月)
工事現場に持ち込んでいたもの。



福岡県(平成21年12月)
会社倉庫内で見つけた。

東京都(平成22年11月)
歯科診療所内の棚上にあったもの。



福岡県(平成23年1月)
自治会の集會場で見つけた。

滋賀県(平成18年2月)
ビジネスホテル管理人室にて発見。

兵庫県(平成22年10月)
事務所の受付カウンターの下で発見。



東京都(平成24年3月)
事務所給湯室に据え付けの流し台下に設置したもの。



お問い合わせ

この件に関するお問い合わせ・ご質問などは、弊社までご連絡ください。
※なお、ご連絡頂きました個人情報につきましては、本件対応以外には使用いたしません。

弊社ホームページでも詳細を掲載しております。 <http://www.yamatoprotec.co.jp/>

ヤマトプロテック株式会社

※お掛け間違いにご注意ください

お客様相談窓口 0120-801-084

受付時間・月～金(祝日除く) 午前9:00～午後5:00

省令

○総務省令第六十号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の一部及び建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八條の二の第二項、第十七條の三の三及び第十七條の八第五項並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二條第二項第二号イ、第十三條第一項、第三十一條第一項、第三十七條第五号並びに別表第一（二）項ハ及び二の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年五月二十七日
総務大臣 山本 早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令
消防法施行規則（昭和二十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第四條の二の四第四項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第二条第三十三号」を「第二条第三十五号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第四条の二十第三項に規定する建築設備検査資格者で、建築設備」を「第六条の六の表の（二）項の（ハ）欄に規定する建築設備検査員で、建築設備（昇降機を除く。）及び防火設備（同表の（二）項の（ロ）欄に規定する国土交通大臣が定めたものに限る。」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 建築基準法施行規則第六條の六の表の（三）項の（ハ）欄に規定する防火設備検査員で、防火設備（前号の防火設備を除く。）の検査について五年以上の実務の経験を有する者

第四條の二の四第四項第五号中「第四条の二十第一項に規定する特殊建築物等調査資格者で、特殊建築物等」を「第六条の六の表の（一）項の（ハ）欄に規定する特定建築物調査員で、特定建築物」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の二を同項第四号とする。

第五條第一項第一号中「以下」を「次号及び次項第二号において」に改め、同条第二項第二号中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）」を「風営法」に改める。

第十三條の二第二項中「第十四條」を「第十四條第一項第一号」に改める。

第三十一條の六第六項第二号中「第三条」を「第二条第四項」に改め、同項第四号中「第三条」を「第四条」に改め、同項第五号中「又は第三項に規定する国土交通大臣が定める資格を有する」を「に規定する建築物調査員資格者証の交付を受けている者又は同条第三項に規定する建築設備等検査員資格者証の交付を受けている」に改める。

第三十一條の八第二号中「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法」を「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に改める。

第三十二條の二第一項中「第一条」を「第一条第五号」に改める。
第三十三條の十一第六項中「消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）第三条第四項の専科教育をいう。」及び「同基準第九条第一項の機関科をいう。」を削り、ものを「者」に改める。

第三十四條の四第二号中「昭和四十年通商産業省令第六十号」第四十一條第四項ただし書に規定するを「平成九年通商産業省令第五十一号」第三十三條第一項、第四十三條又は第六十三條の規定により設置する」に改め、同条第三号中「第十二條第十二号」を「第七条第一項第十五号」に、「第十二條第十八号及び第七十八條第一項第九号の五」を「第六条第一項第三十一号、第七条の三第一項第七号及び第五十五條第一項第二十六号」に改め、同条第四号中「昭和四十五年通商産業省令第九十八号」を「平成十二年通商産業省令第一百十一号」に改める。

附則

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

急な発熱、どう対処する？

急に熱が出たとき、どう対処すればいいのだろうか。「熱が出ているのは体が病原体と闘っている自然の反応」と聞くと、冷やすことをためらう人は多いだろう。ただし、発熱の原因や状況は様々。大人と子どもで異なることも。それぞれに合った適切な冷やし方がある。どう判断すればいいか、専門家に聞いた。

一発熱には、環境で上
がる場合と、体の反応で
上がる場合の二通りあ
る」と話すのは、東京医
科大学病院救命救急セン
ター長の織田順准教授。
前者の例は熱中症だ。

も

時は保温、暑くなったら冷やす。どちらが気持ちいいかで判断する(同)。体を保温する場合は、通気性のいい掛け物を掛ける。冷やす場合は、動脈が比較的皮肤表面近く

は、タオルを一枚巻いたほうがいい。熱を下げる効果は薄い、額を冷やすと気持ちがいい。

このときに忘れてはいけないのが十分な水分補給だ。ナトリウムイオン

にないのが十分な水分補給だ。ナトリウムイオン

家庭での発熱時の対処法と受

ゾクゾク寒けがする

保温

布団をか
汗をかき
首の側

体が熱くフーフーする

令やす

汗をかき
首の側面

いずれの場合も水分を十分に取る

こんな症状は医療機関の受診を

症状

大人	ひどい脱水。尿の色が濃く、 回数が減る	放 こ
	うわ言、受け答えがハッキリ しないなど意識障害	脳
	呼吸が苦しい。爪や唇の色が悪い	呼
子ども	激しく吐く、下痢。水分を受け 付けない	胃 危
	せきこみ。ゼーゼーして眠れない	呼
乳幼児	38度以上の熱。突然白目をむく、 歯を食いしばる、顔が真っ青に	熱 静

救急車を呼ぶか迷ったら

- ・#7119(東京都、横浜市、札幌市、大阪府、奈良県、田辺市の場合)他の地域は各市町村に事前に確認
・子供の場合は#8000

・東京消防庁ホームページ「救急受診ガイド」 など

(注) 織田氏、鳥海氏、消防庁の話

風邪は汗かいて治すのが水分補給を

葉県(井市)の鳥海佳代子院長は「子どもは体が小さく脱水症状を起こしやすい。小さい子であればあるほど、水分は少量を頻繁に取ってこ話す。解熱剤など薬の使用はどうだろう。「解熱剤を使用して熱を下げる」と一時的には楽になるが、体が熱を発する期間は短くはならない。逆に熱を下けている分だけウイルスが増えやすくなるため長引くこともある」と織田センター長。

電子版にバックナンバー

▼マナー・ライフ↓ヘルズ

って起きる熱性けいれんにも気をつけたい。「ほとんどの場合は5分ほどで治まるので、平らなところで寝かせて落ち着いたら受診を」(鳥海院長)。「ただし2回繰り返す、けいれんとけいれんの間に意識を失う、5分以上治まらないなら、細菌性髄膜炎などの可能性もあるので救急車を呼べ」と話す。

発熱時の対処も重要だが、普段から自分の平熱

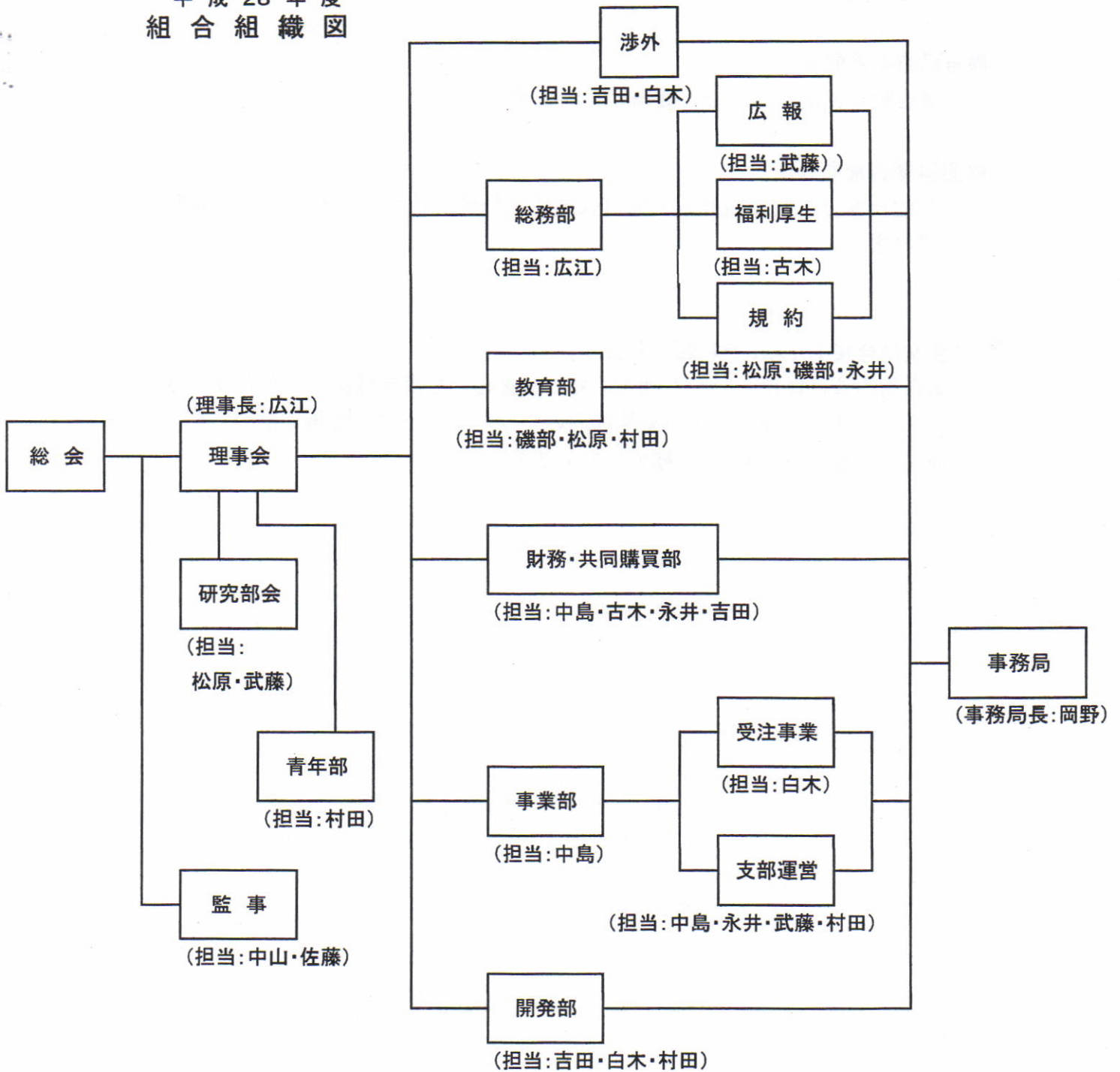
熱は別。インフルエンザや他の病気の場合もある。漢方だけに頼らず西洋医学と併用する。適切な切り替えが大切」（南雲院長）。

漢方薬の正しい知識も求められる。「間違いがちなのが風邪のひき始めには葛根湯という考え」（南雲院長）。せきが出る場合は使用せず「柴胡」という生薬の入ったものを症状に合わせて使う。迷ったら、薬局薬剤師や医師に相談しよう。

事務局だより

◎組合新組織及び担当役員

平成 28 年 度
組 合 組 織 図



◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

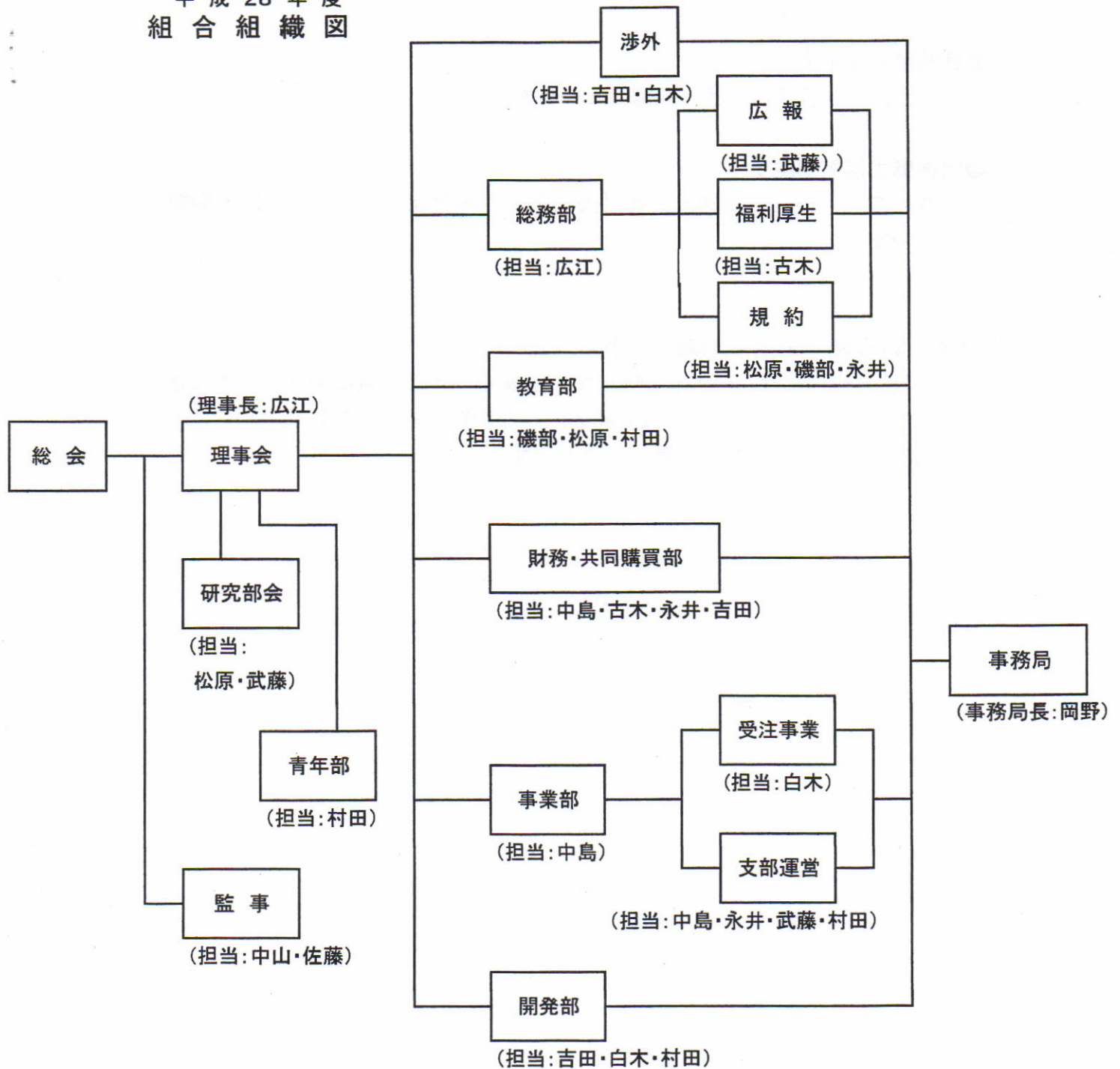
◎ご注文は今後も FAX でお願ひします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。

事務局だより

◎組合新組織及び担当役員

平成 28 年 度
組 合 組 織 図



◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ご注文は今後も FAX をお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。